

投資信託説明書
(交付目論見書)

使用開始日

2025年11月28日

マイストーリー・株50
(確定拠出年金向け)

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 ^(注)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)

(注) (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固定型))
*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2025年10月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：70兆9842億円（2025年9月30日現在）

この目論見書により行なうマイストーリー・株50（確定拠出年金向け）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年11月27日に関東財務局長に提出しており、2025年11月28日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目的として中長期的に安定運用を行ないます。

■ ファンドの特色

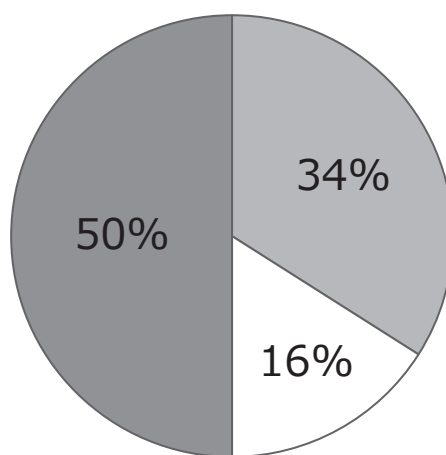
主要投資対象

国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券、世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の債券を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とします。

投資方針

- 投資信託証券への投資を通じて、ファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率（ファンドが投資する投資信託証券が実質的に保有する各資産クラスを勘案します。）は、国内株式34%程度、外国株式16%程度および世界債券50%程度としています。このファンドが維持することを基本とする各資産クラスへの実質的な投資比率を、ファンドにおいて基準配分比率（純資産に対する比率）といいます。

■ 基準配分比率のイメージ図 ■



■ 国内株式 □ 外国株式 ■ 国内債券および外国債券

- ・長期的な資産クラス間のリターン・リスク関係の変化に基づき、国内株式と外国株式の比率を見直すことがあります。
- ◆世界の株式または世界の債券に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産は為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。



ファンドの目的・特色

- 優れていると判断した指定投資信託証券※の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（NFRC）が投資信託証券の評価等をし、運用に関する助言を行ないます。

※指定投資信託証券とは、後述の追加的記載事項に記載する投資信託証券を指します。

- ◆組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。
- ◆指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して、適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たな投資信託証券等が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
 - ◆ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式（当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。）への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね50%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。
- 資産クラス毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。
 - ◆資産クラス毎に、以下の指数を資産クラス・ベンチマークとし、ファンドは基準配分比率に、資産クラス毎の月次の資産クラス・ベンチマーク・リターンを掛け合わせたものをベンチマークとします。
 - ・ベンチマーク計算上用いる基準配分比率は、基準配分比率から各々「程度」をとった比率とします。

資産クラス	指数
国内株式	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
外国株式	MSCI KOKUSAIインデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）
国内債券および 外国債券	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（円ヘッジベース）

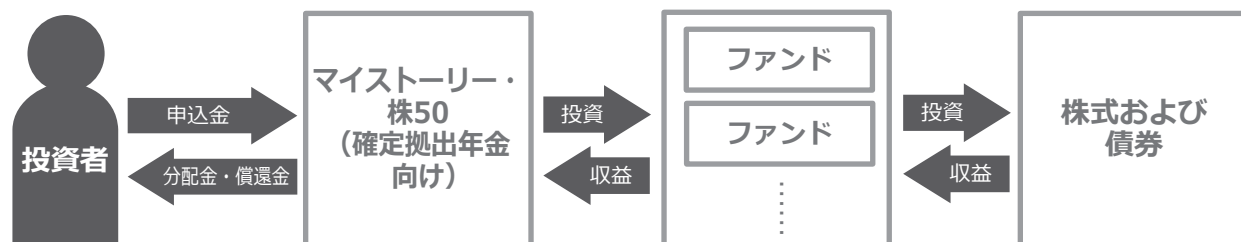
■ 指数の著作権等について ■

MSCI KOKUSAIインデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。



ファンドの目的・特色

- ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎年8月29日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。
分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とするもの、または原則として実質組入外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの等に限りますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。 一部の通貨においては為替ヘッジの手段がない等の理由から為替ヘッジを行わない場合や、一部の投資信託証券においては実際のポートフォリオの通貨配分と対円で為替ヘッジの通貨配分が異なる場合があり、それらの場合は為替変動の影響を直接的に受けることになります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

◆ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません**。

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。



投資リスク

- ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ファンドが投資する投資信託証券が投資対象とする各マザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドは、投資対象とする投資信託証券への投資を通じて実質的に投資する資産クラス別の比率が、投資方針に記載の資産クラス別の基準配分比率（純資産に対する比率）となるよう意識して投資信託証券への配分を行ないますが、常時、基準配分比率近辺に維持されていることを保証するものではありません。また、ファンドは将来的に、基準配分比率を変更する場合があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

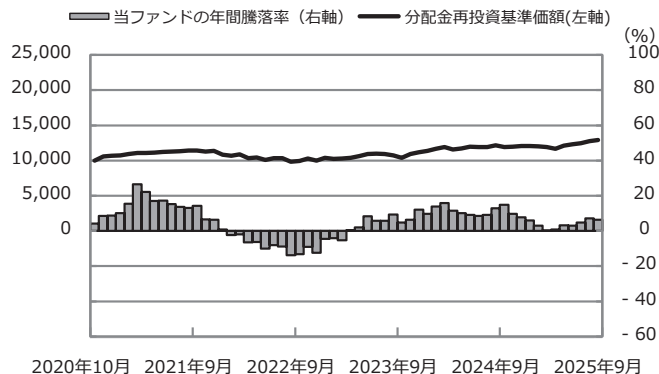
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



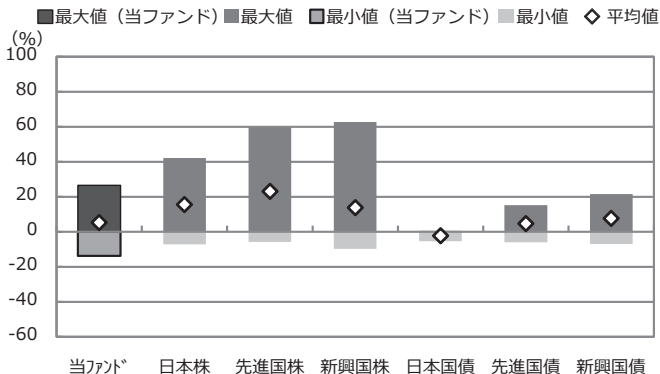
投資リスク

■ リスクの定量的比較 (2020年10月末～2025年9月末：月次)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.5	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 13.8	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	5.3	15.6	23.1	13.7	△ 2.2	4.8	7.7

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年10月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

* 2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

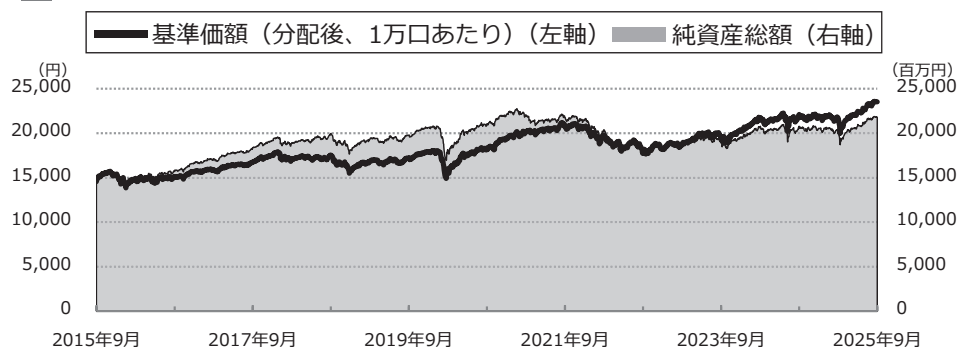
- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、あるいは指数に関する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2025年9月30日現在)

■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

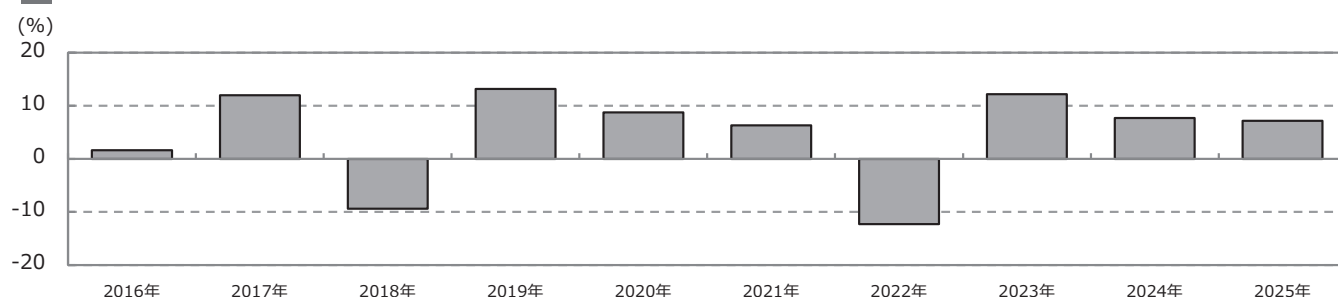
2025年8月	0 円
2024年8月	5 円
2023年8月	5 円
2022年8月	5 円
2021年8月	5 円
設定来累計	170 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅡ－米国債券FC	10.3
2	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド (除く日本) (為替ヘッジあり・毎月分配)	9.0
3	ノムラ・ジャパン・オープンF (適格機関投資家専用)	7.6
4	ノムラ海外債券ファンドF (適格機関投資家専用)	7.0
5	日本フォーカス・グロースF (適格機関投資家専用)	6.9
6	ストラテジック・バリュー・オープンF (適格機関投資家専用)	6.1
7	ノムラ・ブラックロック米国債券ファンドF (適格機関投資家専用)	5.5
8	ノムラ・インサイト欧州債券ファンドF (適格機関投資家専用)	5.5
9	One国内株オープンF (FOFs用) (適格機関投資家専用)	4.4
10	日本株EVIハイアルファF (適格機関投資家専用)	4.0

■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。



#



######



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2025年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

* 受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税、復興特別所得税および地方税がかかりません。

（参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

	総経費率 (①+②+③+④)	①ファンドの運用 管理費用の比率	②ファンドのそ 他費用の比率	③投資先ファンド の運用管理費用の 比率	④投資先ファンド の運用管理費用以 外の比率
ファンド	1.20	0.60	0.00	0.56	0.04

（2023年8月30日～2024年8月29日）

* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

* ファンドの費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

* 投資先ファンドの費用は、投資先ファンドの開示基準に基づき算出したものです。

* 各比率は、年率換算した値です。

* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

* ファンドのその他費用には、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用が含まれます。

* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。

* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



追加的記載事項

●指定投資信託証券について

2025年11月27日現在、委託会社が知りうる情報等を基に記載した指定投資信託証券の概要です。

1	ファンド名	ノムラ・ジャパン・オープンF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の株式
2	ファンド名	ストラテジック・バリュー・オープンF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の株式
3	ファンド名	ノムラ・T&D J Flag日本株F（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	T&Dアセットマネジメント株式会社
4	ファンド名	日本フォーカス・グロースF（適格機関投資家専用）
	委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド
5	ファンド名	One国内株オープンF（FOFs用）（適格機関投資家専用）
	委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の上場株式
6	ファンド名	日本株EVIハイアルファF（適格機関投資家専用）
	委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	日本の株式
7	ファンド名	スパークス・厳選投資・日本株ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社
	主要投資対象	わが国の株式
8	ファンド名	アムンディ・ターゲット・ジャパン・ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の金融商品取引所に上場されている株式および金融商品取引所に準ずる市場に上場されている株式
9	ファンド名	グローバル・エクイティ（除く日本）・ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	GQG・パートナーズ・エルエルシー
10	ファンド名	野村DFA海外株式バリューファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・エル・ピー ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・リミテッド ディエフイー・オーストラリア・リミテッド ディメンショナル・ファンド・アドバイザーズ・ピーティーイー・リミテッド
11	ファンド名	野村コロンビア・スレッドニードル・グローバル・フォーカス株式（除く日本）ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド
12	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドⅢ－外国株式F（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社	Alphinity Investment Management Pty Limited
12	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	日本を除く世界各国の株式（DR（預託証券）を含みます。）



追加的記載事項

13	ファンド名	アモーヴァ・グローバル株式アクティブファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッド
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界の金融商品取引所上場株式（預託証券を含みます。）
14	ファンド名	GIMグローバル・セレクト株式ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
	ファンド、マザーファンドの運用の委託先	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界各国の株式
15	ファンド名	ティー・ロウ・プライス 海外株式ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
	ファンド、マザーファンドの運用の委託先	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド ティー・ロウ・プライス・香港・リミテッド ティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド ティー・ロウ・プライス・オーストラリア・リミテッド ティー・ロウ・プライス（カナダ）・インク* *マザーファンドのみ
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界各国の株式（エマージング・マーケットも含みます。）
16	ファンド名	ノムラ・ワールド（除く日本）エクイティ・ファンドF（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社	ホチキス・アンド・ワイリー・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	日本を除く先進国の株式
17	ファンド名	ノムラ海外債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ノムラ・アセット・マネジメントU.K.リミテッド
	実質的な主要投資対象	日本を除く世界の公社債（国債、政府保証債、政府機関債、準政府債（州政府債）、国際機関債、社債、モーゲージ証券等）
18	ファンド名	ノムラブラックロック米国債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	ブラックロック・ファイナンシャル・マネジメント・インク
	実質的な主要投資対象	米国ドル建の公社債
19	ファンド名	ノムラインサイト欧州債券ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	マザーファンドの運用の委託先	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド
	実質的な主要投資対象	汎欧州通貨建ての公社債
20	ファンド名	ノムラ日本債券オープンF（適格機関投資家専用）
	委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の公社債
21	ファンド名	ニッセイ国内債券オープンF（適格機関投資家専用）
	委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	国内の公社債
22	ファンド名	NPEBパン・ヨーロピアン・ボンド・ファンドFC（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	ブラックロック・ジャパン株式会社
	副投資顧問会社	ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	汎欧州市場の債券



追加的記載事項

2 3	ファンド名	ビムコ日本債券コア・ファンドVF（適格機関投資家専用）
	委託会社	ビムコジャパンリミテッド
	実質的な主要投資対象	円建て（ユーロ円を含む）公社債等
2 4	ファンド名	マニユライフ・日本債券ストラテジック・アクティブ・ファンドF（適格機関投資家専用）
	委託会社	マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社
	実質的な主要投資対象	わが国の公社債
2 5	ファンド名	ノムラ・マルチ・マネージャーズ・ファンドII－米国債券FC（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
	副投資顧問会社	Allspring Global Investments, LLC
	受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
	主要投資対象	米ドル建ての公社債
2 6	ファンド名	PGIMグローバル・コア・ボンド・ファンド（除く日本）（為替ヘッジあり・毎月分配）（外国籍投資信託）
	投資顧問会社	PGIMインク
	受託会社	オジエ・グローバル（ケイマン）リミテッド
	主要投資対象	世界の投資適格の公社債

- ・指定投資信託証券には、ファミリーファンド方式※で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。

※ファミリーファンド方式とは、投資者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみです。

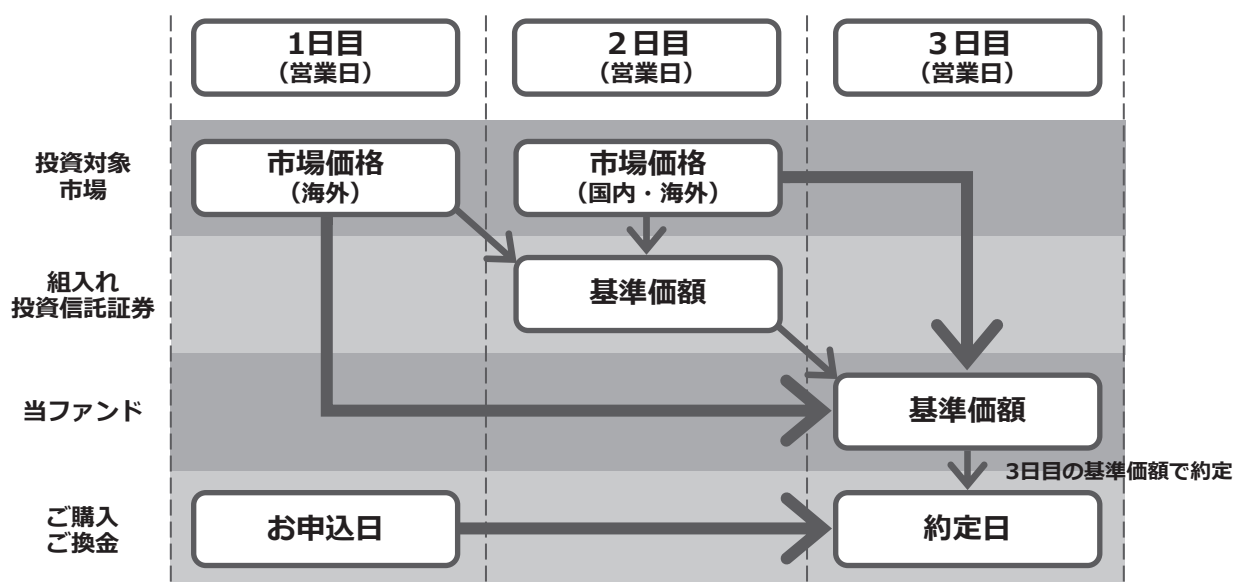
- ファンドが投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）の利害関係人等（当該委託会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）である野村信託銀行株式会社またはノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーとなっております。したがって、ファンドにおいて、委託会社（運用の権限委託先を含みます。）が当該投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。



追加的記載事項

- ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、組入投資信託証券の投資対象資産等の値動きは、下図の通り一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映される場合がありますので、ご注意ください。

＜基準価額の算出イメージ図＞



約定日（3日目）の基準価額（約定価額）は、原則として、海外市場は組入投資信託証券によってお申込日（1日目）またはお申込日の翌営業日（2日目）、国内市場はお申込日の翌営業日（2日目）の市場価格を反映したものです。

なお、国内外の祝日等は考慮しておりません。